

第 78 号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和 62 年品川区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「（支援法第 20 条第 3 項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分である場合）」を削り、「児童 1 人につき、別表第 1 に定める額」を「零」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 2 項中「。別表第 2 および別表第 3 において同じ」を削り、同条第 3 項中「（別表第 1 の C 階層の第 2 階層から D 階層の第 3 階層までに属する世帯に限る。）」を削り、「当該特定被監護者等 1 人につき、別表第 2 に定める額」を「零」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項の規定にかかわらず、品川区立保育所条例第 1 条に規定する保育所において保育の実施を受ける児童の扶養義務者が区の区域外に居住する場合は、区長は、当該扶養義務者から当該扶養義務者の居住する区市町村が定める額を徴収するものとする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の保育料について適用し、同年 8 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部改正)

- 3 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成 1 0 年品川区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

延長夜間保育利用料日額（児童 1 人につき）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				利用区分		
階層区分	定義			1 時間以内	1 時間を超え 2 時間以内	2 時間を超え 3 時間 3 0 分以内
A 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）			2 0 0 円	4 0 0 円	7 0 0 円
B 階層	A 階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯					
C 階層	A 階層を除き区市町村民税課税世帯	第 1 階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）			
		第 2 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が 5, 0 0 0 円未満である世帯			
		第 3 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が 5, 0 0 0 円以上 4 8, 7 0 0 円未満である世帯			
D 階層		第 1 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が 4 8, 7 0 0 円以上 5 0, 5 0 0 円未満である世帯	2 4 0 円	4 8 0 円	8 4 0 円
		第 2 階層(1)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が 5 0, 5 0 0 円以上 5 7, 7 0 0 円未満である世帯			
		第 2 階層(2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が 5 7, 7 0 0 円以上 5 9, 8 0 0 円未満である世帯			
		第 3 階層	今年度分の区市町村民税のうちの			

	所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯			
第4階層(1)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	320円	640円	1,120円
第4階層(2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯			
第5階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯			
第6階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯			
第7階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が128,500円以上148,600円未満である世帯			
第8階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上171,600円未満である世帯			
第9階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上204,900円未満である世帯			
第10階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上228,800円未満である世帯			
第11階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯			
第12階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上276,800円未満である世帯			
第13階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯	400円	800円	1,400円
第14階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯			
第15階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯			
第16階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯			
第17階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯			
第18階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯			
第19階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯			
第20階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が500,200円以上560,200円未満である世帯			
第21階層	今年度分の区市町村民税のうちの			

			所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯			
		第22階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯			
		第23階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯			
		第24階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯			
		第25階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯			

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。
なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。
- 4月から8月までの月分の利用料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。
- 1月の利用日数が10日を超えるときは、11日目以降の利用に係る延長夜間保育利用料の額は、この表の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 区長は、第2条に規定する延長夜間保育の実施時間以降に保護者が児童を引き取ったときは、これを延長夜間保育とみなして、1時間につき、1時間以内の利用料を徴収することができる。

別表第2備考第1号中「実施条例別表第1」を「別表第1」に改める。

（説明）保育料を無償化する必要がある。